電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務
民間競争入札実施要項

平成２５年１１月

独立行政法人日本原子力研究開発機構

－　目　次　－

１．　趣旨 ―― 1
２．　本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項―― 1
３．　実施期間に関する事項 ―― 9
４．　入札参加資格に関する事項 ―― 9
５．　入札に参加する者の募集に関する事項 ―― 11
６．　本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項―― 12
７．　本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 ―― 14
８．　本業務に使用させることができる機構財産に関する事項 ―― 14
９．　公共サービス実施受注者が、対象公共サービスを実施するに当たり、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講じるべき措置に関する事項―― 15
10.　公共サービス実施受注者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施受注者が負うべき責任に関する事項―― 22
11.　対象公共サービスに係る法７条第８号に規定する評価に関する事項 ―― 22
12.　その他業務の実施に関し必要な事項 ―― 23

別紙１　電子加速器・コバルト照射施設の年間計画（平成 26、27、28 年度）（案）－ 25
別紙２　従来の実施状況に関する情報の開示 ―― 26
別紙３　独立行政法人　日本原子力研究開発機構組織図 ―― 30
別紙４　業務フロー ―― 31
別紙５　施設の位置及び管理区域を示す図 ―― 32
別紙 6-1　照射施設の運転保守等に関わる満足度アンケート調査 ―― 34
別紙 6-2　照射（実験）利用者の照射等に関わる満足度アンケート調査 ―― 35
別紙７　誓約書 ―― 36

別添１　電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務請負契約仕様書
別添２　電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務総合評価基準書

1．趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表で民間競争入札の対象として選定された「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものである。

2．本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 本業務の概要

機構・高崎量子応用研究所では、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資するために放射線・量子ビームを用いた研究開発を行っている。その研究分野は、新機能性材料開発、バイオ技術の研究開発、宇宙環境材料開発・評価や原子炉材料等の耐放射線性評価など多岐にわたり、電子線、ガンマ線及びイオンビームを照射するための複数の放射線施設が整備されている。本件は、これら放射線施設のうち、電子加速器照射施設、コバルト６０ガンマ線照射施設の運転保守等に関わる請負業務である。

本件は、照射施設の運転保守を主な業務とし、各種実験に適合した照射を行うための照射時間等のコントロールと照射装置の操作、実験サンプルの設置支援、照射室等の安全確認・遮蔽扉等の開閉操作を安全に行い、放射線管理区域（別紙 5）における保安監視を行う。また、実験照射のために正確な照射線量などを確認するなどの技術支援や照射施設全般の管理保守を行う。主要業務の項目は次のとおりである。

① 照射装置及び付属設備の運転保守業務
② 照射施設全般の点検保守業務
③ 照射施設の管理業務
④ その他、本業務に関連する業務

なお、研究開発のための本照射施設は、低線量率から高線量率までの広範囲な照射が可能であると同時に、研究実験装置を設置できる大きな照射室を複数備えている。そのために放射線の線量率が非常に高く、複数の照射室があるので安全管理は重要である。従って、放射線の取扱い、照射装置の構造・取扱い及び法令等について十分な知識と理解の基に、安定、安全かつ正常な状態で運転保守を行う必要がある。

(2) 本業務の内容

機構が受注者に請負わせる本業務の内容は次のとおりである。

① 対象施設、装置及び設備

受注者が、本業務を行う対象施設、装置及び設備は次のとおりである。

イ 電子加速器照射施設

(イ) １号加速器棟照射施設、照射装置及び付属設備

（性能：電子線 2MV30mA(最大)デュアルビーム、照射室：２室）

ロ コバルト６０ガンマ線照射施設

(イ) コバルト第１棟照射施設、照射装置及び付属設備

（性能：^{60}Co 装荷量: 12.3PBq(2013.4 現在)、照射室：３室）

(ロ) コバルト第２棟照射施設、照射装置及び付属設備

（性能：^{60}Co 装荷量: 14.7PBq(2013.4 現在)、照射室：３室）

(ハ) 食品照射棟照射施設、照射装置及び付属設備

（性能：^{60}Co 装荷量: 3.7PBq(2013.4 現在)、照射室：２室）

※用語解説

^{60}Co	:コバルト６０。質量数が 60 の放射性同位元素。
mA	:ミリアンペア。電流の単位。m は 10^{-3} を示す SI 接頭辞。30mA は 0.03A。
MV	:メガボルト。電圧の単位。M は 10^{6} を示す SI 接頭辞。2MV は 2000000V。
PBq	:ペタベクレル。放射能の単位。P は 10^{15} を示す SI 接頭辞。

② 業務内容

受注者は、施設、装置及び付属設備に関してその構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において照射施設を効率良く、安定かつ安全かつ正常な状態で運転する作業、及び保守管理業務を計画立案し、本業務を実施する。

本業務内容は以下のとおりである。本業務内容に定める事項の他、照射業務管理要領、各照射施設の運転要領、点検マニュアル、各照射装置、付属設備・装置及び機器の取扱説明書を充分理解の上実施するものとする。

受注者は予め実施要領を定め機構の確認を受けるものとする。実施要領作成にあたっては別紙 1「電子加速器・コバルト照射施設の年間計画(平成 26、27、28 年度)(案)」と齟齬のない内容とすること。

業務の実施にあたっては必要に応じて照射施設管理課担当者と協議するものとする。また、月に１度のミーティング、臨時のミーティング、メモを含む各種書類、電子メール及び口頭での報告・連絡・相談により、照射施設管理課担当者等との必要な情報の共有を図り、安全と施設の保全に努める。

イ 照射装置及び付属設備の運転保守業務

受注者は、照射装置及び付属設備の運転・保守業務全般を行う。軽微な事案

については、部品・消耗品(機構が支給)の交換を行い、不具合や故障等、改善の必要が生じた場合は改善・修理を行う。軽微でない事案については、改善・修理方法の調査・提案等を行う。また、メンテナンス計画、保守部品の補充計画などについても調査・提案等を行う。

受注者は本業務の実施内容等について、業務日誌、運転日誌へ記載し照射施設管理課担当者をとおして同課長へ提出・報告する。また、必要に応じて随時報告書を作成・提出・報告する。

(イ) １号加速器棟照射装置及び付属設備

A 運転準備業務
（冷却水設備、照射室内換気設備の点検、起動を含む）

B 起動前の点検

C 起動操作、停止操作
（照射前後の試料及び照射室内の安全確認、
遮蔽扉・安全扉の開閉操作を含む）

D 定常照射運転時の監視及び制御操作

E 照射運転終了時の点検

F 運転日誌、業務日誌、利用実施記録の記帳

(ロ) コバルト６０ガンマ線照射施設の照射装置及び付属設備
（コバルト第１棟、コバルト第２棟及び食品照射棟のガンマ線照射装置及び付属設備）

A 運転準備業務（照射装置の始業点検）

B 照射運転
（照射前後の試料及び照射室内の安全確認、
遮蔽扉・安全扉の開閉操作を含む）

C 定常照射運転時の監視

D 照射運転終了時の点検

E 運転日誌、業務日誌、利用実施記録の記帳

(ハ) 保安監視業務

電子加速器照射施設及びコバルト６０ガンマ線照射施設の全施設について、放射線施設における安全確保のために、人の照射室等への出入り状況、放射線遮蔽物の移動状況、各種装置の操作状況、各種装置・機材の状態を監視し、必要に応じて指導・注意喚起及び各種装置・機材の移動等の措置を行う。

ロ　照射施設全般の点検保守業務

受注者は、照射施設の点検・保守業務全般を行う。軽微な事案（容易に可能な不具合箇所の確認・調査、電球交換、リレー交換、配線修理、電気・電子回路の改善修理、機械部品等の修理、交換及び故障原因の調査など）については、部品・消耗品(機構が支給)の交換を行い、不具合や故障等、改善の必要が生じた場合は改善・修理を行う。装置の製造メーカや専門業者に依頼しなければ

できない軽微でない事案については、改善・修理方法の調査・提案等を行う。メンテナンス計画、保守部品の補充計画などについても調査・提案等を行う。

受注者は本業務の実施内容等について、業務日誌へ記載し照射施設管理課担当者をとおして同課長へ提出・報告する。また、必要に応じて随時報告書を作成・提出・報告する。

(イ) 日常点検

始業及び終業点検（各１回／日以上）

週点検（１回／週以上）

ただし、設備使用状況等に応じ、照射施設管理課担当者と協議の上、項目と頻度を調整する。

A 全施設（共通）照射室及び付属設備

- 運転状況表示及び警報装置
- 照射台
- 遮蔽扉、安全扉
- 遮蔽窓
- 遮蔽窓シャッター
- ＩＴＶ監視装置
- ホイスト
- スリーブ
- 遮蔽ブロック
- 照射用給排水設備
- 遮蔽壁
- 安全装置

B 電子加速器照射施設

- １号加速器棟照射装置（加速器本体, 制御系を含む）
- 監視盤
- SF_6ガス回収装置、配管、及びストレージタンク
- 冷却水設備
- 照射室内換気設備
- 照射用コンベア装置（供用照射装置を含む）

C コバルト 60 ガンマ線照射施設

（コバルト第１棟、コバルト第２棟及び食品照射棟の照射施設）

- 照射装置（線源駆動装置, 制御系, プールを含む）
- 監視盤
- 放射線モニタ
- プール水浄化装置

(ロ) 定期点検

A 全施設

- 放射線施設の定期自主検査の支援（各施設２回／年以上）
- 電気絶縁チェック（各施設１回／年以上。報告書を提出する）

・年度初め、年末・年始点検の支援

B 電子加速器照射施設

・機構が独自にあるいは機構が業者などに発注して行う定期的な点検整備に伴う補助作業の支援（１回／年以上）
（SF6 ガス回収、充填作業を含む。）

・モータのグリスアップ、真空ポンプ・圧縮機のオイル交換（１回／年以上）
ただし、設備使用状況等に応じ、照射施設管理課担当者と協議の上、項目と頻度を調整する。

C コバルト 60 ガンマ線照射施設
（コバルト第１棟、コバルト第２棟及び食品照射棟の照射施設）

・輸送容器の自主点検の支援（３台／年以上）

・機構が独自にあるいは機構が業者などに発注して行う定期的な点検整備に伴う補助作業の支援（１回／年以上）
（水抜き、プール洗浄作業を含む。）

(ハ) その他の点検及び作業支援

A 全施設

・機構が独自にあるいは機構が業者などに発注して行う各種点検、修理、工事に付随する作業の支援（随時）

・作業エリア、運転、照射及び保守に使用している室の安全・整理状況及び機器等の状況の点検、整理（随時）
（照明器具、電源設備、給排水設備、メンテナンス用機器・機材・資料、線量測定用機器・機材・資料、利用者実験用機器・機材・資料）

・照射施設建屋及び付属設備周辺の安全・整理状況の点検、整理（随時）
（プール水浄化装置及び線源・機材運搬通路周辺の不要機材、ゴミ、雑木、雑草の整理・撤去を含む。）

・測定機器、調整用機材、放射線遮蔽機材の整備

B コバルト 60 ガンマ線照射施設
（コバルト第１棟、コバルト第２棟、食品照射棟の照射施設）

・線源搬入・搬出とそれに付随する作業の支援（随時）
（搬入・搬出準備作業、輸送容器使用前検査、マニピュレーターの取付け・取外し作業を含む）

※用語解説

マニピュレーター：約 1.3m 厚さの遮蔽コンクリート壁の照射室内のコバルト線源の検査や組み換えを行う際に、危険作業を人の手に代わって、照射室の外から遠隔操作で線源をつかんだり、移動したりするために使用する精密なマジックハンド。

ハ　照射施設の管理業務（全施設）

受注者は本業務の実施内容等について、業務日誌へ記載し照射施設管理課担当者をとおして同課長へ報告する。また、必要に応じて随時報告書を作成・提出する。

(イ) 照射施設の線量管理に係る業務及び支援業務　（随時）

A １号加速棟照射施設

・線量、フルエンス及び温度測定に関する支援

照射施設の照射場の特性を明らかにするため、また、加速器の特性・状態を明らかにするための、測定計画の提案、測定、分布測定、解析、報告書作成及びデータ整理を含む。

・機構が行う高度な線量等の計測に関わる支援

照射技術や線量計測技術の開発などに関わる線量、フルエンス、温度測定に関する計測補助及びデータ整理を含む。

B コバルト 60 ガンマ線照射施設

（コバルト第１棟、コバルト第２棟、食品コバルト棟照射施設）

・線量、温度及びそれらの分布測定支援

照射施設の照射場の特性を明らかにするため、また、線源の特性・状態を明らかにするための、測定計画の提案、測定、分布測定、解析、報告書作成及びデータ整理を含む。

・機構が行う高度な線量等の計測に関わる支援

照射技術や線量計測技術の開発などに関わる線量、フルエンス、温度測定に関する計測補助及びデータ整理を含む。

※公開されている計測データなど

JAERI-M 86-005

高崎研１号加速器(デュアルビーム型,2MeV,60kW)の電子線出力特性

http://jolissrch-inter.tokai-sc.jaea.go.jp/pdfdata/JAERI-M-86-005.pdf

JAEA-Technology 2008-071

電子線・ガンマ線照射施設データ　-1 号加速器・コバルト 60 照射施設-

http://jolissrch-inter.tokai-sc.jaea.go.jp/pdfdata/JAEA-Technology-2008-071.pdf

(ロ) 照射施設利用者の照射に関わる支援業務　（随時）

A 研究実験用照射装置及び試料の設置・撤去作業支援、安全確認

B スリーブの通線等作業、遮蔽作業、安全確認及び漏洩線量率確認

C 照射試料等の設置及び照射に関わる軽微な相談

D 軽微な線量・フルエンス・温度の測定作業

E 照射に関わる器具の設置・撤去作業支援

(ハ) 検査・点検・修理・工事に関わる支援業務　（随時）

施設に関わる各種検査・点検・修理・工事に関わる支援・立会を行う。

ニ　その他、本業務に関連する業務（全施設）

受注者は本業務の実施内容等について、業務日誌へ記載し照射施設管理課担当者をとおして同課長へ報告する。また、必要に応じて随時報告書を作成・提出する。

(イ)　運転・保守資料の作成及び整理　（随時）

A 照射施設に関わる情報・図書等の収集、
編集、保管、廃棄及びその支援

B 運転データ等作成、整理及びその支援

C 運転スケジュール作成及びその支援

D 作業手順書の見直し修正・作成・整備及びその支援

E 修理・メンテナンス計画の見直し修正・作成及びその支援

(ロ)　関連資材管理など　（随時）

A 業務に必要な部品・工具等の修理・整備・管理・補充

B 放射線管理区域作業教育等の研修
特別教育等の安全教育及び機構が実施する安全衛生行事への参加

(ハ)　満足度調査の支援（随時）

A 照射施設の運転保守等に関わる満足度調査の支援

B 照射(実験)利用者の照射等に関わる満足度調査の支援

(ニ)　上記に付随する作業で機構との協議により定められた作業

ホ　実施場所

受注者が、本業務を実施する作業場所は、以下のとおりである。

群馬県高崎市綿貫町１２３３

日本原子力研究開発機構・高崎量子応用研究所

(イ)　１号加速器棟

(ロ)　コバルト第１棟

(ハ)　コバルト第２棟

(ニ)　食品照射棟

(ホ)　その他、機構が総括責任者と事前に協議して定めた場所

ヘ　実施期間

(イ)　実施期間

平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで)、機構創立記念日（１０月の第１金曜日とする。ただし、１０月１日が金曜日の場合は、１０月８日とする。)、その他機構が特に指定する日を除く。

本業務は、年単位で実施・完了させる業務を３ケ年契約として契約するものである。

(ロ)　実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

平日　９：００～１７：３０

ただし、必要がある場合は上記に定める時間帯以外の時間及び(ｲ)ただし書きに定める日であっても業務を実施することがある。

(3) 確保されるべき対象業務の質

本業務を実施する受注者は、２.(2)②に示した業務を実施するに当たり、受注者が確保すべき対象公共サービスの質は、以下のとおりとする。

① 業務の内容

(ｲ) 放射線事故、各種事故がなく、安全に業務全般が実施されること。

- 放射線に関わる事故　0回
- 高圧ガスに関わる事故　0回
- 化学薬品に関わる事故　0回
- 高所作業に関わる事故　0回
- 重量物に関わる事故　0回
- 電気に関わる事故　0回
- 交通及びその他に関わる事故　0回

(ﾛ) 別紙1「電子加速器・コバルト照射施設の年間計画(平成26、27、28年度)(案)」の確定版(各年度の前年度末に確定。期中において修正あり。)に基づき円滑に運転保守業務が実施されること。

- 不適切な業務による運転及び安全への支障　0回

(ﾊ) 故障・修理等が適切にされ、安全・安定な照射施設の保守がされること。

- 不適切な修理により安全などが損なわれる事象　0回

② 照射施設の運転保守等に関わる満足度調査

原子力機構は、本業務に関わる機構職員に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（四半期毎）する。

アンケート結果の有効回答のうち　基準スコア80点以上。

(ｲ) 運転保守および安全に対する品質

(ﾛ) 作業、修理等の報告書の内容

(ﾊ) 保守・修理・改良等の技術レベル

(ﾆ) 計画的な施設等の保守、提案の内容

(ﾎ) コミュニケーション円滑度（報告・打合せなどの頻度等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同75点）、「普通」（同50点）、「やや不満」（同25点）、「不満」（同0点）で回答を求め、年度末に項目毎の平均スコア（100点満点）を算出する。

なお、基準スコアは、今までに満足度アンケート調査が行われていないため、新規に定めたものである。

③ 照射(実験)利用者の満足度調査

原子力機構は、本業務の利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（利用終了後毎）する。

アンケート結果の有効回答のうち　　基準スコア 80 点以上。

(ｲ) 照射運転、準備などの円滑さ

(ﾛ) 照射施設の安全確認の正確さ、安全確保の手順など

(ﾊ) 各種不具合に対応したスケジュールの微調整、連絡など

(ﾆ) 利用者への対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点 100 点）、「ほぼ満足」（同 75 点）、「普通」（同 50 点）、「やや不満」（同 25 点）、「不満」（同 0 点）で回答を求め、年度末に 4 つの回答の平均スコア（100 点満点）を算出する。

(4) 請負費用の支払方法

① 契約の形態は、業務請負契約とする。

② 機構は、業務請負契約に基づき受注者が実施する本業務について、９．(1)①報告等に示す報告を受け、適正に実施されていることを確認した上で、毎月適法な支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内に月額に相当する額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合、機構は、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に必要な限りで、受注者に対して本業務の改善を行うよう指示することができる。受注者は、当該指示を受けて直ちに履行体制の見直しその他必要な改善措置を講じたうえで、業務改善報告書の指示を受けた翌日から起算して 5 日以内に機構へ提出するものとする。業務改善報告書の提出から１ヶ月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、機構は請負費の支払いを行わないことができる。

また、受注者は、確保されるべき本業務の質が達成されていない部分があるとき(満足度調査は除く)は、当該部分の金額及びその割合を算出し、機構へ書面にて提出するものとする。機構は、その書面の内容を妥当と判断したときは、月額に相当する額から当該金額を減じて受注者に支払うものとする。

なお、請負費は、平成 26 年 4 月 1 日以降の本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、受注者が行う引き継ぎや準備行為等に対して、受注者に発生した費用は受注者の負担とする。

３．実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

４．入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格

① 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く）に該当する者でないこと。

② 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

③ 該当年度の機構又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の

提供等」の資格を有すると認められている者であること。競争参加資格審査を受けていない者は、開札の前までにその審査を受け、同資格を有することが認められていること。

④　機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑤　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとる場合は除く。

イ　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)　親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

ロ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ)　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ハ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記イ又はロと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑥　業務に必要な資格等及び技術等の要求条件

イ　受注者の信頼性に関する項目

(イ)　法人として放射線施設の運転保守に係る管理について、過去 10 年間のうち 3 年以上の実績があること

ロ　本業務の実施体制に関する項目

(イ)　本業務遂行に必要な責任体制であること。総括責任者と業務担当者の役割分担、原子力機構との連絡体制を提示すること。

(ロ)　業務遂行に必要な資格、経験、技量を有すること。放射線施設・装置の運転、点検保守、整備及び照射業務に関して充分な知識と経験を有し、本件に関わる業務を安全かつ円滑に遂行しうる能力を有する者。(4 人以上) ただし、1MeV 以上の加速器の運転、点検保守、整備及び照射業務に関して充分な知識と経験を有し、本件に関わる業務を安全かつ円滑に遂行しうる能力を有する者(1 人以上)

※用語解説

MeV　：ミリオンあるいはメガエレクトロンボルト。エネルギーの単位。
M は 10^6 を示す SI 接頭辞。1MeV は 1000000eV。

(ハ)　放射線作業従事者(全員)

放射線障害防止法で定められている健康診断及び教育訓練を受け、

放射線管理手帳を所持する者であること

(ニ) 第1種又は第2種放射線取扱主任者(1 人以上)

(ホ) 玉掛け技能講習修了者(1 人以上)

(ヘ) 電気回路等の取扱い経験者※(1 人以上)

(※:工業高校電気科などの専門学校卒業、一般的な電気及び制御回路の取扱い経験又は同等の能力を有する者)

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続き(スケジュール)予定

入札公告	平成 25 年 12 月 13 日
第 1 回入札説明会(於:東京)	平成 25 年 12 月 26 日
第 2 回入札説明会(於:高崎市、現地説明会を含む。)	平成 25 年 12 月 27 日
質問書受付期限(随時受付・回答)	平成 26 年 1 月 10 日
技術提案書提出期限	平成 26 年 1 月 27 日
技術提案書審査	～平成 26 年 2 月上旬
入札及び落札者の決定	平成 26 年 2 月 12 日
既存受注者からの引き継ぎ	落札決定後、契約締結の 1 週間前までに実施
契約締結	平成 26 年 4 月 1 日

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 入札書

入札金額(契約期間内の全ての本業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額)を記載した書類。ただし、第 1 回目の入札に限りその明細となる内訳書を添付する。

② 入札仕様書

入札参加者の仕様内容について、機構が求める仕様内容を満足するか確認するための書類。別添 1「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務仕様書」に対して変更点がない場合は、その旨を記載した書類を提出するが、変更点がある場合はその変更点を記載した資料を提出する。

③ 技術提案書

別添 2「電子加速器、コバルト照射施設の運転保守業務総合評価基準書」に示した各要求項目について具体的な提案(創意工夫を含む。)を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類。

④ 競争資格審査結果通知書

該当年度の機構又は国の競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」の資格を有すると認められている者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 委任状・使用印鑑届(写)

代理人に委任したことを証明する書類。
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

⑥　質問書

本業務を履行するに当たり、機構が示す仕様書に対して質疑等がある場合に提出する書類。なお、質疑等がない場合でもその旨を記載して提出する。

⑦　技術証明資料

本業務を履行するに当たり、４．(1)⑥で定めた入札参加条件（必要な資格、技術要件）を満たすことを証明する書類。

⑧　誓約書

４．(1)入札参加資格で定めたことを誓約する書類。

⑨　参考見積書

契約期間内の本業務に対する人件費や一般管理費など全ての費用について、できるだけ詳細な項目を設定した参考見積書。

⑩　法第 15 条において準用する法第 10 条に該当する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類。※

⑪　主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革法に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報。

※⑩の書類については、落札予定者となった者のみ提出する。

６．本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に受注者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添 2「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務総合評価基準書」を基本とする。

(1) 評価方法

受注者の決定は、総合評価落札方式（加算方式）によるものとする。総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（技術提案書による得点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。なお、技術等の評価に当たっては、機構が設置する技術審査会の審査員によって行う。

評価に当たっては、360 点の範囲内で採点を行い、価格点と技術点に区分し、配分を１：１とする。

(2) 決定方法

技術提案書を確認し、基準書に示す全ての「必須審査項目」が満たされているか否かの判定をし、これを満たしていないものは不合格とする。

(3) 総合評価点

①　価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を１から減じて得た入札価格

に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

② 技術点は、基準書に示す「必須審査項目」の得点と「加点審査項目」の得点を合計した値とする。

イ 必須審査項目

「必須審査項目」に係る技術等については、各要求要件について示す評価基準を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点として 80 点を与える。

ロ 加点審査項目

「必須以外審査項目」に係る技術等については、評価項目毎に要求要件を示し、評価に応じ評価基準を示す加点の点数の範囲内で最大 100 点を与える。

(4) 落札者の決定

① ６．(1)から(3)の評価方法における必須審査項目を全て満たし、機構の予定価格の制限の範囲内で、かつ、総合評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。

② 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合は、入札の結果を保留し、機構の定めるところに従い当該者に対し調査を行うものとする。その調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合に該当すると機構が判断した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とすることができる。

④ 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

⑤ 落札者が決定したときは、速やかに落札者の名称、落札金額及び落札者の決定理由その他機構が必要と認めた事項を公表するものとする。

(5) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった

場合は、原則として入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7．本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙2「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

① 従来の実施に要した経費
② 従来の実施に要した人員
③ 従来の実施に要した施設、装置及び設備等
④ 従来の実施における目的の達成の程度
⑤ 従来の実施方法等

(2) 現地説明会

7．(1)⑤従来の実施方法等の詳細な情報は、5．(1)に示すスケジュール中、「入札説明会」において情報の開示を行う。「入札説明会」は必要な手続を踏まえた上で参加可能とする。

8．本業務に使用させることができる機構財産に関する事項

受注者は、次のとおり機構財産を使用することができる。

(1) 機構財産の使用

受注者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

① 業務に必要な電気・ガス・水等、各種消耗品、各種修理用部品
② その他機構と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

① 使用することができる機構財産を受領したときは、機構に対して遅滞なく受領書を提出するものとする。
② 善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
③ 本業務の契約が終了したときは速やかに機構に返納しなければならない。
④ 受注者の責に帰すべき理由により滅失又は毀損したときは、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

9．公共サービス実施受注者が、対象公共サービスを実施するに当たり、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講じるべき措置に関する事項

(1) 受注者が機構に報告すべき事項、機構の指示により講ずべき措置

① 報告等

イ 受注者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。

ロ 受注者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と受注者が協議するものとする。

ハ 受注者は、契約期間中において、ロ以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

② 調査

イ 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条 1 項に基づき受注者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

③ 指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、受注者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 秘密の漏えい

受注者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、受注者は、本契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

② 情報処理に関する利用技術

受注者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、受注者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

③ 個人情報の管理

受注者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を

行わなくてはならない。

イ　受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本契約の終了後においても、同様とする。

ロ　受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

ハ　受注者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。

ニ　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ　受注者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。受注者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ　受注者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。

ト　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、受注者は受注者の従業員その他受注者の管理下にて業務に従事する者に対して、①ないし④と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ　受注者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。

リ　受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、受注者は、機構の指示に基づき受注者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、受注者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

④　上記①から③までのほか、機構は受注者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置

① 契約保証金

受注者は、落札決定後に契約金額の 10 分の 1 を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、受注者が義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

② 請負業務の開始

受注者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

③ 総括責任者の届出

受注者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届け出るものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、受注者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

④ 権利の譲渡

受注者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

⑤ 下請負又は再委託

イ 受注者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難い場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「下請負先等」という。）について記載しなければならない。

ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。

ニ 受注者は、ロ又はハにより下請負を行う場合には、受注者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。

ホ 上記ロからニまでに基づき、受注者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、受注者の責に帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

⑥　契約内容の変更

機構及び受注者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不適当と認められる場合は、協議により契約の内容を変更することができる。

⑦　機構の契約解除権

機構は、受注者が次のいずれかに該当するときは、受注者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、受注者は機構に対して契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

イ　法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

ロ　法第10条第4号及び第6号から第9号に該当する者（以下「暴力団員」という。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ　暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ　下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

ホ　下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ヘ　正当な理由がなく、受注者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト　受注者の責めに帰すべき事由により、毎月の期日又はそれに相当する期日までに業務を完了する見込みがないと機構が認めたとき。

チ　受注者が２．(4)②に示す改善措置を講じないとき、又は改善措置を講じても同類の事象を再発したと認められるとき。

リ　正当な理由がなく法第 26 条第 1 項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。

ヌ　受注者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。

ル　９．(2)③の個人情報の管理に違反したとき。

ヲ　上記イからルの他、その他民法所定の解除事由があるとき。

ワ　機構は、上記イからヲのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。

カ　上記ワにより契約を解除した場合で受注者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は機構と受注者で協議して決定するものとする。

⑧　受注者の契約解除権

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解

除することができる。なお、これにより契約を解除し受注者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と受注者の協議において決定するものとする。

イ　９．(3)⑥の契約内容の変更に規定する契約内容の変更が受注者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。

ロ　機構の契約違反によって本業務を完了することが不可能となったとき。

⑨　契約解除に伴う措置

機構又は受注者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

イ　機構は、必要と認めるときは、受注者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、業務完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。

ロ　上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を受注者に支払うものとする。

ハ　上記イによる業務完了の確認までの保全に要する費用は、受注者の負担とする。

ニ　機構が業務完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に受注者は原状に復さなければならない。

ホ　８．の機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、受注者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、８．(2)④の使用制限の定めに沿うこととする。

ヘ　受注者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、受注者とで協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。

ト　契約履行部分が１か月に満たないときは、当初契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑩　談合等の不正行為に係る違約金

イ　受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

(ｲ) 受注者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号　以下「独占禁止法」という。）第３条又は第 19 条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委

員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。

(ﾛ) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ﾊ) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

ロ　上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ　受注者は、この契約に関して、上記イの(ｲ)から(ﾊ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

⑪　損害賠償

受注者は、受注者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

⑫　請負業務の引き継ぎ

イ　現行受注者からの引き継ぎ

受注者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の契約締結の１週間前までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引き継ぎを受けなければならない。

また、機構は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な協力を行うものとする。なお、その際の引き継ぎに必要となる経費は、現行受注者の負担となる。

ロ　請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引き継ぎ

受注者は、本契約の期間終了に伴い、本業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回受注者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。

なお、その際の引き継ぎに必要となる受注者に発生した経費は、受注者の負担となる。

⑬　不当介入の対応

イ　暴力団員による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

ロ　暴力団員から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

ハ　上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書

面により機構に報告するものとする。

ニ　受注者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

⑭　情報セキュリティの確保

イ　受注者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。

ロ　受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(イ) 受注者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

(ロ) 受注者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

(ハ) 受注者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。

(ニ) 受注者は、P2P ファイル交換ソフトウェア(Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。

(ホ) 受注者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は受注者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。

(ヘ) 受注者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(ト) 受注者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。

(チ) 受注者は、機構の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれ

のあることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。本契約の終了後においても、同様とする。

⑮ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と受注者との間で協議して解決するものとする。本契約の終了後においても、同様とする。

10. 公共サービス実施受注者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施受注者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、受注者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

(1) 機構が国家賠償法第 1 条第 1 項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。

(2) 受注者が民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、受注者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11. 対象公共サービスに係る法 7 条第 8 号に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

機構は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 28 年 5 月を予定）を踏まえ、本業務に係る運用が開始される平成 26 年度以降、各年度末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

① 業務の内容

作業報告書により調査する。

② 照射施設の運転保守等に関わる満足度調査

本業務に関わる機構職員に対しては四半期毎に、利用者に対しては利用終了後毎に実施する。

(3) 意見聴取等

機構は、必要に応じ受注者から意見の聴取を行うことができるものとする。

また、機構は、平成 28 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

機構は、本業務の実施状況について、必要に応じて官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。

(2) 機構の監督員

① 機構は、必要があると認めるときは、機構の施設内での業務の実施について監督員を選任することができる。選任したときは、受注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

② 監督員は、本業務に関して必要がある場合は、機構を代表して９. (3)③のただし書きに定める受注者との協議を行うものとする。

(3) 関連業務の調整

機構は、受注者の実施する業務及び機構の発注に係る第三者の実施する他の業務が業務実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、機構の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(4) 受注者の責務

① 本業務に従事する受注者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 受注者は法 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

③ 受注者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(5) 著作権

本業務により作成された著作物に係る著作権その他この著作物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用する著作物のうち、本契約締結以前から、受注者が所有するものの著作権に

ついては、この限りでない。また、受注者は、機構及び機構が指定する者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。さらに、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(6) 本業務の仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添1「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務請負仕様書」のとおり。

(7) その他

① 異常時の措置

受注者は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急処置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。措置を講じた場合は、受注者は機構に速やかに報告しなければならない。

② 安全確保

イ 受注者は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 受注者は、関係法令及び安全に関する機構の諸規則に従うほか、機構が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

ハ 受注者は、必要に応じ機構が行う安全教育訓練等に参加しなければならない。

③ 相殺

機構は、受注者が機構に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき機構が受注者に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

④ 裁判管轄

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

電子加速器・コバルト照射施設の年間計画(平成26、27、28年度)(案)

施設名＼四半期＼月	年度	第１四半期 4月	5月	6月	第２四半期 7月	8月	9月	第３四半期 10月	11月	12月	第４四半期 1月	2月	3月	備考
１号加速器棟	H26							(10/20-30)定期点検		(12/24-1/7)年末・年始点検				
	H27	運転						(10/19-29)定期点検		(12/24-1/6)年末・年始点検				
	H28							(10/17-27)定期点検		(12/26-1/6)年末・年始点検				
コバルト第１棟	H26										同上			
	H27	運転			(7/17-8/3)定期水抜き総合点検					(12/24-28)線源組替				12月新線源入荷・線源処分
	H28													
コバルト第２棟	H26				(7/14-8/1)定期水抜き総合点検					(12/24-26)線源組替				12月新線源入荷・線源処分
	H27	運転									同上			
	H28									(12/26-28)線源組替				12月新線源入荷・線源処分
食品照射棟	H26													12月線源処分
	H27	運転									同上			12月線源処分
	H28				(7/16-8/2)定期水抜き総合点検									
照射施設の運転予定に関連する機構の予定等	H26	(4/26-27)停電・断水						(10/18-19)停電						
	H27	(4/25-26)停電・断水						(10/17-18)停電						
	H28	(4/29-30)停電・断水						(10/15-16)停電						

＊　各施設とも定期自主点検（第１回及び第２回）を7月中旬及び２月中旬に行う（各１日）。

別紙１

電子加速器・コバルト照射施設の年間計画(平成26、27、28年度)(案)

別紙２

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費　（単位：千円）

			平成 22 年度	平成 23 度	平成 24 年度	備考
電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務						
	人件費	常勤職員				
		非常勤職員				
	物件費					
	請負費等		33,677	33,618	33,558	
計(a)						
参考値(b)	原価償却費					
	退職給付費用					
	間接部門費					
(a)+(b)			33,677	33,618	33,558	

注記事項
(1)当機構では、入札対象である事業の全部を請負契約により実施しており、上記経費各欄の金額は支払い額である。
(2)請負契約のため、請負費の詳細な内訳の開示は受けられない。
(3)平成 25 年度は年度途中において週 1 日のみ標準要員数が 5 人から 4 人へ変更となった(電子加速器において運転実績・予定を勘案し、週のうち 3 日あった夜間運転を 2 日に契約変更したため)。
(4)平成 25 年度以前の標準要員数は 5 人だが、電子加速器について利用実績を考慮し運転時間の見直しを行った結果平成 25 年度末をもって夜間運転を全て終了するため、平成 26 年度以降は標準要員数は 4 人となる。

2. 従来の実施に要した人員

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
(受注者における業務従事者)			
総括責任者	1	1	1
技術員	4	4	4

(受注者に求められる知識・経験等)
(1)入札条件等(当該契約に必要とする知見・技術力の証明事項)
1) 研究用の数 MeV 級電子加速器及び数 PBq規模の大線源コバルト照射施設を安全かつ円滑に運転保守するために必要な技術と経験を有していることを証明する資料を提出すること。
2) 仕様書に示す年間計画(案)に基づいて、上記電子加速器及びコバルト照射施設を安全かつ円滑に実施するための体制を証明する資料を提出すること。

(2)制限的記載事項(業務に必要な資格条件、購入物品の型式名)

照射施設の運転保守業務を行う者については、放射線の取扱いに関する基礎知識を有し、かつ経験を有し施設の運転を確実に行うことができる能力を有する者とする。なお、「放射線取扱主任者」の資格を有する者を1名以上置く。

対象照射施設及び設備

1)電子加速器照射施設(1号加速器及び付属設備)

2)コバルト60照射施設

- コバルト第1棟照射施設(第1, 第2, 第3照射室線源駆動装置及び付属設備)
- コバルト第2棟照射施設(第5, 第6, 第7照射室線源駆動装置及び付属設備)
- 食品コバルト棟照射施設(第1, 第2照射室線源駆動装置及び付属設備)

(業務の繁閑の状況とその対応)

過去の本業務の状況は以下のとおり。電子加速器・コバルト照射施設の運転保守請負業務は期間を通じてほぼ一定の業務量であり、照射装置及び付属設備の運転保守を主な業務として行い、照射運転の合間や、照射運転がない定期点検などの時期は、照射施設の保守、管理業務、その他本業務に関連する業務を行う。

過去5年における定常外業務時間実績は次のとおりである。なお、土曜日、日曜日、休祭日等における業務はなかった。

H20年度： 3.50h
H21年度：21.00h
H22年度：15.00h
H23年度：25.75h
H24年度： 0.00h

(1) 電子加速器照射施設の照射時間と利用件数の実績(過去5年)

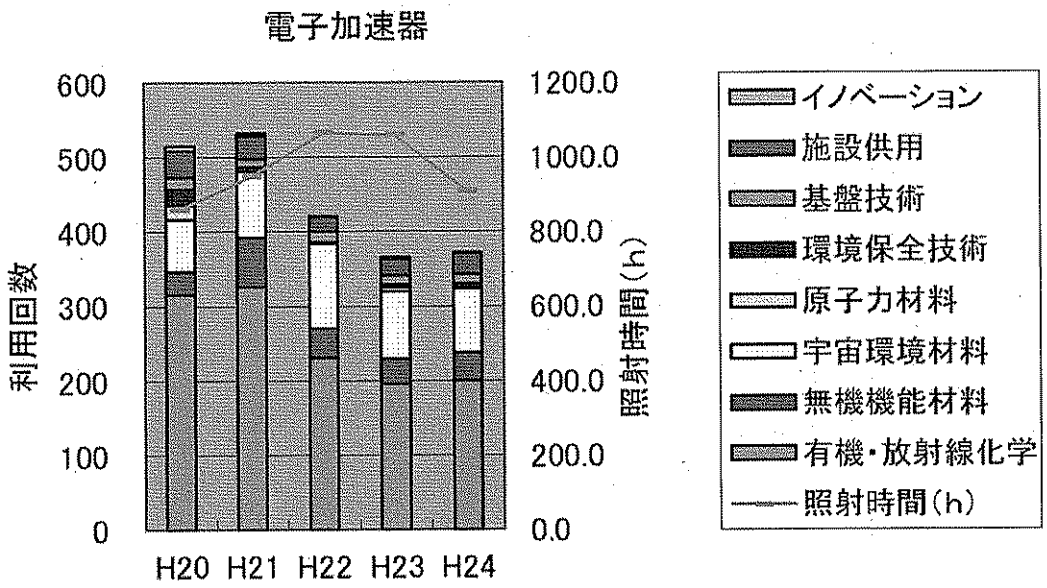

(2) コバルト６０ガンマ線照射施設の照射時間と利用件数の実績（過去５年）

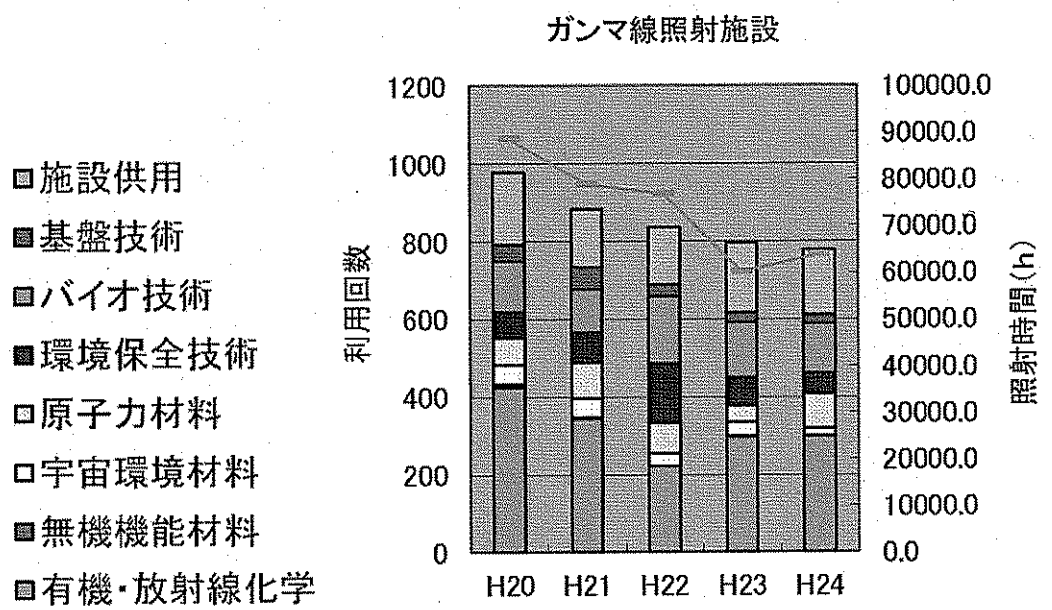

3. 従来の実施に要した施設及び設備

（施設、装置、設備）

施設名称：

機構・高崎量子応用研究所　電子加速器照射施設及びコバルト６０ガンマ線照射施設

- １号加速器棟照射施設、照射装置及び付属設備
- コバルト第１棟照射施設、照射装置及び付属設備
- コバルト第１棟照射施設、照射装置及び付属設備
- 食品照射棟照射施設、照射装置及び付属設備

（主な貸与品等及び支給品）

主な貸与品等：

事務机４個、事務椅子４個、ロッカー4個、測定器類(線量計測用測定器を含む)１式、工具類４式、ガラスバッチ４個、マニュアル４式

主な支給品：

電気、ガス、水、照射施設の運転保守点検に必要な帳票類及び消耗機材や部品、線量計など(消耗品)

(注記事項)

上記施設、設備等は、請負業務を行う範囲において無償貸与。

4. 従来の実施における目的の達成度

機構の本業務を確実に実施するため、電子加速器・コバルト照射施設の利用者への継続的な利用支援サービスの提供を円滑に行うことを目的としている。

(1)年間計画に基づき適切な運転保守等が安全に実施された。

1)放射線事故、その他の事故がなく、安全に業務全般が実施された。

- 放射線に関わる事故 0回
- 高圧ガスに関わる事故 0回
- 化学薬品に関わる事故 0回
- 高所作業に関わる事故 0回
- 重量物に関わる事故 0回
- 電気に関わる事故 0回
- 交通及びその他に関わる事故 0回

2)運転予定どおりに円滑に運転保守業務が実施された。

- 不適切な業務による運転及び安全への支障 0回

3)故障修理等が適切にされ、安全・安定な照射施設の保守がされた。

- 不適切な修理等により
  安全・安定な照射施設の保守が損なわれる事象 0回

(2)利用者の満足度アンケート調査は、過去に実施していない。

5. 従来の実施方法等

従来の実施方法

別紙3（機構組織図）のとおり

別紙4（業務フロー図）のとおり

（注記事項）

本業務に関する詳細な情報は受注者からの依頼により情報開示を行う。

別紙３

独立行政法人　日本原子力研究開発機構組織図（平成 25 年 4 月 1 日現在）

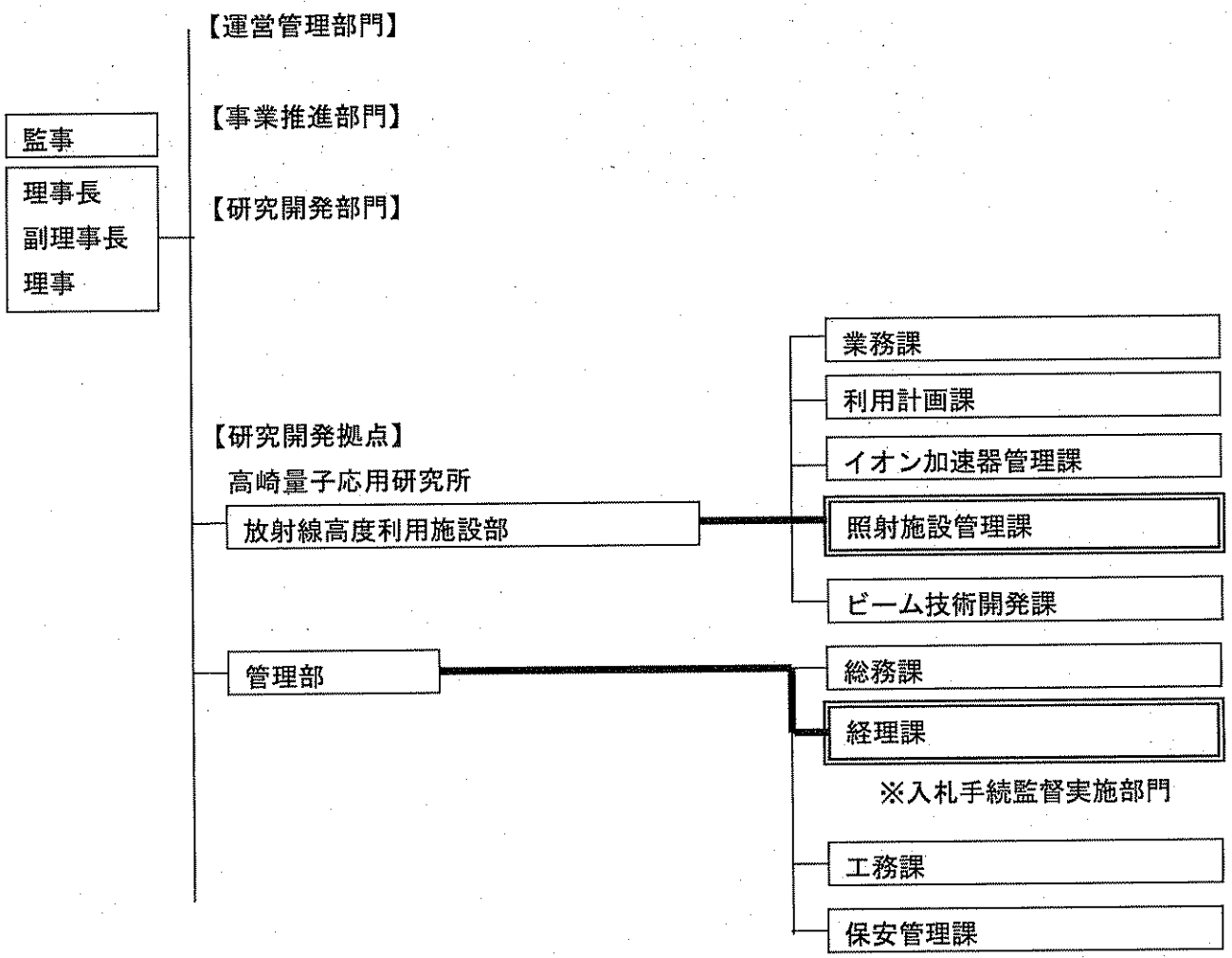

別紙４

業務フロー

電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務

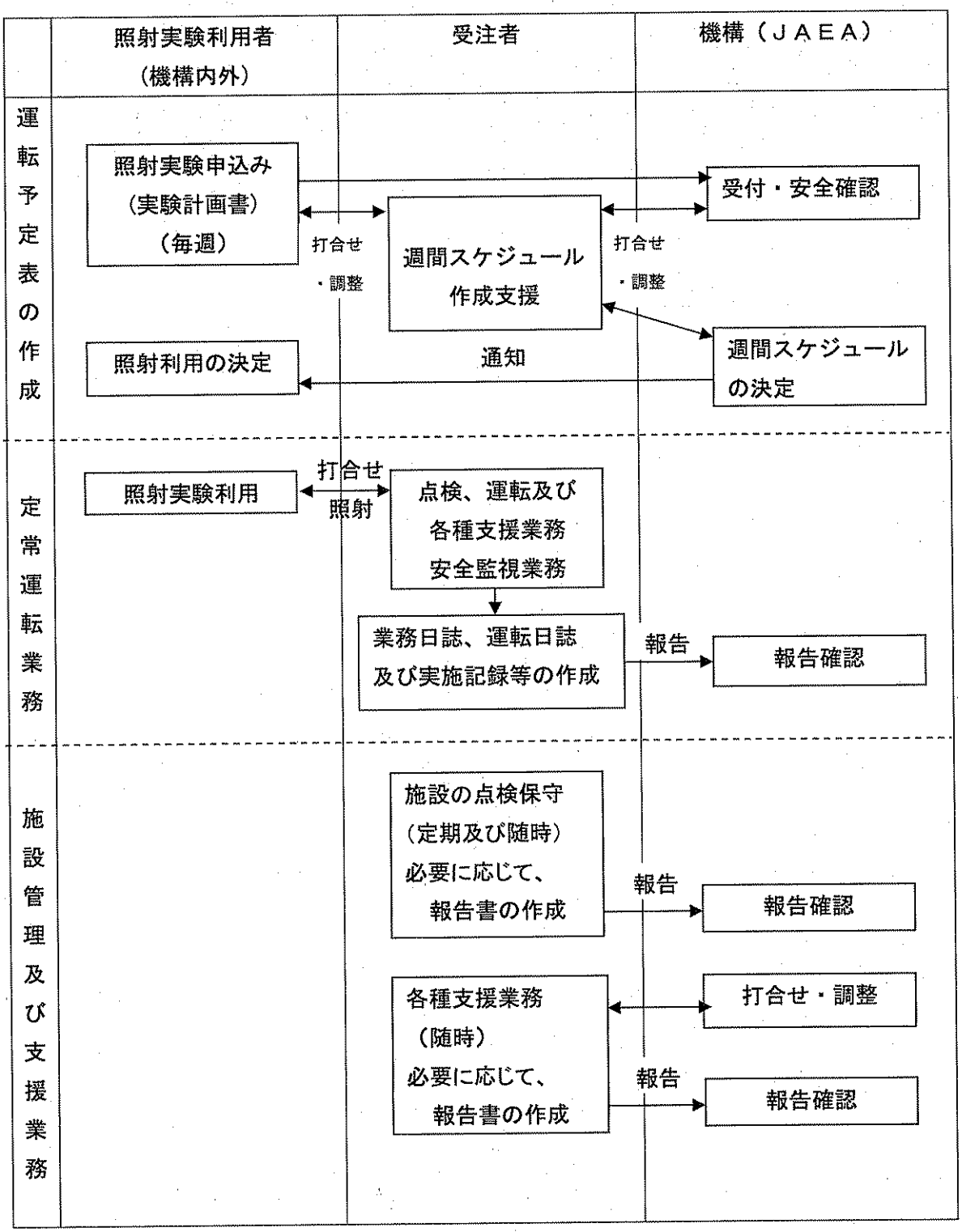

施設の位置及び管理区域を示す図

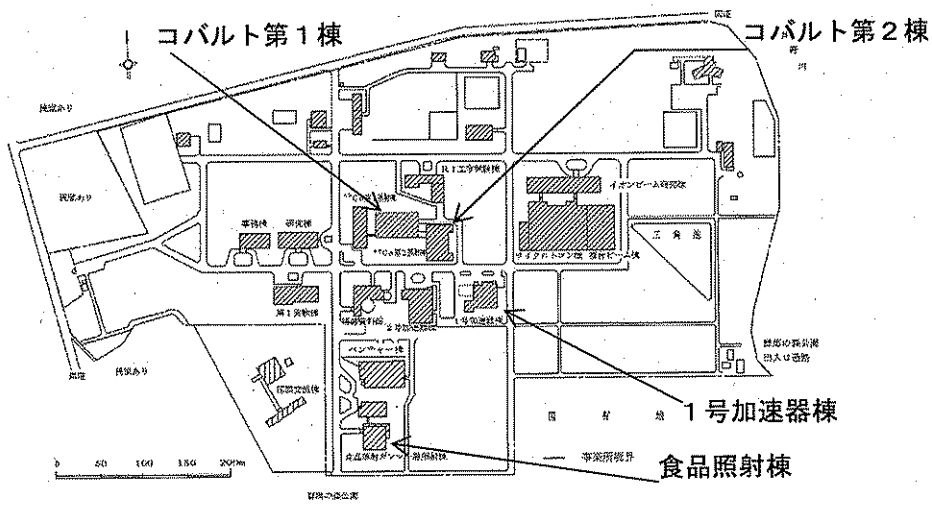

図 5-1 敷地内の施設位置を示す図

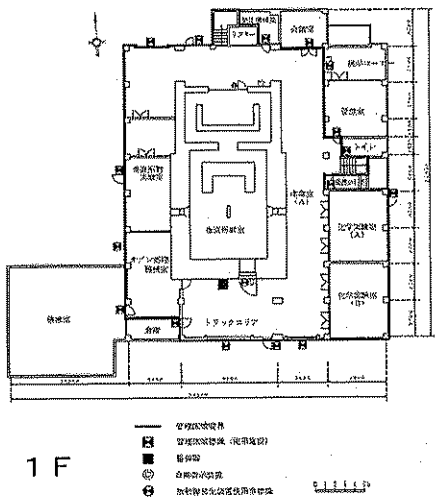

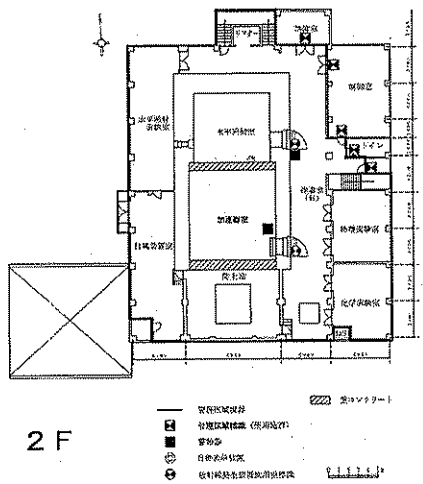

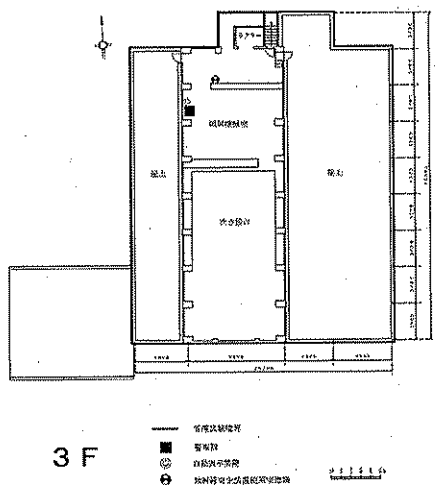

図 5-2 １号加速器棟の管理区域を示す図

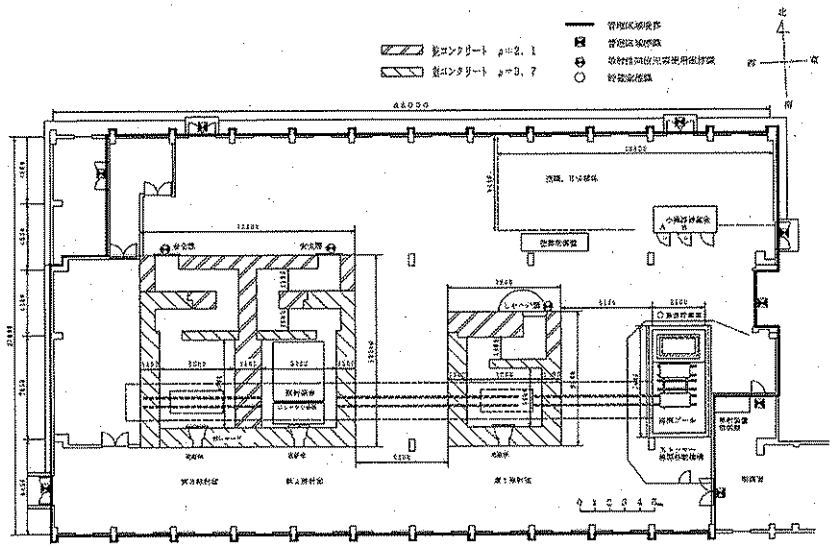

図 5-3 コバルト第１棟の管理区域を示す図

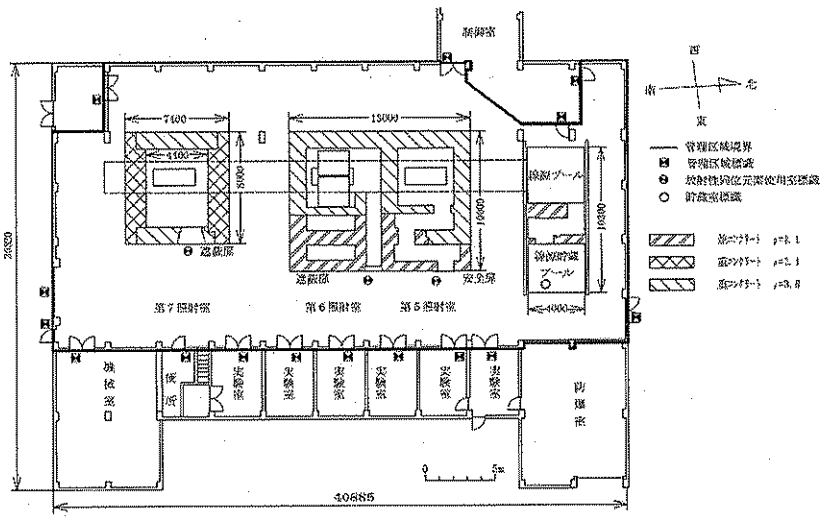

図 5-4 コバルト第２棟の管理区域を示す図

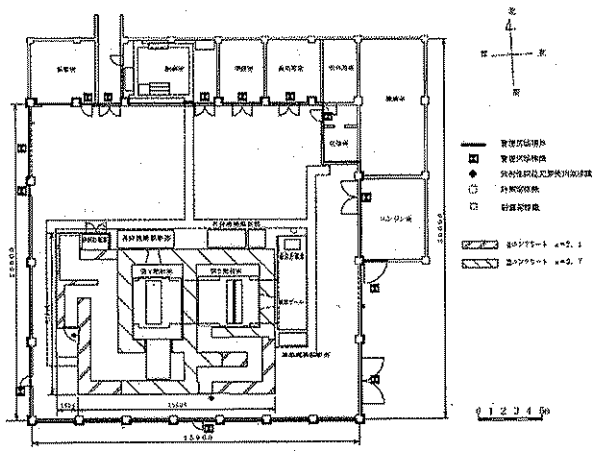

図 5-5 食品照射棟の管理区域を示す図

別紙６－１

平成〇〇年〇〇月〇〇日

照射施設の運転保守等に関わる満足度アンケート調査

このアンケートは、電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務について、確保されるべきサービスの質を検討するため、本業務に関わる機構職員を対象に満足度を調査するものです。

次の質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

１．運転保守および安全に対する品質について満足されましたか。
□満足　□ほぼ満足　□普通　□やや不満　□不満

２．作業、修理等の報告書の内容について満足されましたか。
□満足　□ほぼ満足　□普通　□やや不満　□不満

３．保守・修理・改良等の技術レベルについて満足されましたか。
□満足　□ほぼ満足　□普通　□やや不満　□不満

４．計画的な施設等の保守、提案の内容について満足されましたか。
□満足　□ほぼ満足　□普通　□やや不満　□不満

５．コミュニケーション円滑度（報告・打合せの頻度等）について満足されましたか。
□満足　□ほぼ満足　□普通　□やや不満　□不満

＜ご意見等＞

ご協力ありがとうございました。

別紙６－２

平成○○年○○月○○日

照射(実験)利用者の照射等に関わる満足度アンケート調査

このアンケートは、電子加速器・コバルト照射施設の運転保守の請負業務について、確保されるべきサービスの質を検討するため、利用者を対象に利用満足度を調査するものです。

次の４つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

１．照射運転、準備などについて満足されましたか。

□満足　□ほぼ満足　□普通　□やや不満　□不満

２．照射施設の安全確認の正確さ、安全確保の手順などについて満足されましたか。

□満足　□ほぼ満足　□普通　□やや不満　□不満

３．各種不具合に対応したスケジュールの微調整、連絡などについて満足されましたか。

□満足　□ほぼ満足　□普通　□やや不満　□不満

４．担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足されましたか。

□満足　□ほぼ満足　□普通　□やや不満　□不満

＜ご意見等＞

ご協力ありがとうございました。

別紙７

誓　約　書

貴機構における下記案件の競争に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

件名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（契約番号：　　）

記

１．競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）の対象となる契約であることを承知しています。

２．法第 15 条において準用する暴力団排除条項を含む法第 10 条各号（第 11 号を除く）に該当する者ではありません。また、本業務の一部について、下請負又は再委託を行う相手先も同様とします。

３．予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者ではありません。

４．貴機構より取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。

５．当該入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係があるものではありません。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

平成〇年〇月〇日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

高崎量子応用研究所　管理部長　殿

住所：

氏名：　　印

電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務
請負契約
仕様書

平成２５年１２月

独立行政法人　日本原子力研究開発機構

目　　次

１．目的 1
２．契約範囲 1
３．対象施設及び設備 1
４．実施場所 2
５．実施期日等 2
６．業務内容 3
７．標準要員数　４人 7
８．業務に必要な資格等 7
９．支給品及び貸与品等 8
１０．提出書類 8
１１．検収条件 9
１２．特記事項 9
１３．総括責任者 10
１４．検査員及び監督員 10
１５．グリーン購入法の推進 11
１６．環境活動への協力 11

添付資料　別紙 1　電子加速器・コバルト照射施設の年間計画（平成 26、27、28 年度）（案）

１．目的

本仕様書は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、機構という。）高崎量子応用研究所放射線高度利用施設部照射施設管理課の電子加速器照射施設、コバルト６０ガンマ線照射施設の運転保守等の業務を受注者に請け負わせるための仕様について定めたものである。

機構・高崎量子応用研究所では、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資するために放射線・量子ビームを用いた研究開発を行っている。 その研究分野は、新機能性材料開発、バイオ技術の研究開発、宇宙環境材料開発・評価や原子炉材料等の耐放射線性評価など多岐にわたり、電子線、ガンマ線及びイオンビームを照射するための複数の放射線施設が整備されている。本件は、これら放射線施設のうち、電子加速器照射施設、コバルト６０ガンマ線照射施設の運転保守等に関わる請負業務である。

本件は、照射施設の運転保守を主な業務とし、各種実験に適合した照射を行うための照射時間等のコントロールと照射装置の操作、実験サンプルの設置支援、照射室等の安全確認・遮蔽扉等の開閉操作を安全に行い、放射線管理区域における保安監視を行う。 また、実験照射のために正確な照射線量などを確認するなどの技術支援や照射施設全般の管理保守を行う。なお、研究開発のための本照射施設は、低線量率から大線量率までの広範囲な照射が可能であると同時に、研究実験装置を設置できる大きな照射室を複数備えている。そのために放射線の線量率が非常に高く、複数の照射室があるので安全管理は重要である。従って、放射線の取扱い、照射装置の構造・取扱い及び法令等について十分な知識と理解の基に、安全かつ正常な状態で運転保守を行う必要がある。

受注者は施設、装置及び付属設備に関してその構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において照射施設を長時間にわたり効率が良く、安定、安全かつ正常な状態で運転する作業、及び保守管理業務を計画立案し、本業務を実施するものとする。

２．契約範囲

(1) 照射装置及び付属設備の運転保守業務
(2) 照射施設全般の点検保守業務
(3) 照射施設の管理業務
(4) その他、本業務に関連する業務

３．対象施設及び設備

(1) 電子加速器照射施設
イ．１号加速器棟照射施設、照射装置及び付属設備
（主要性能等：電子線、2MV30mA(最大)、デュアルビーム、照射室:２室）
(2) コバルト６０ガンマ線照射施設
イ．コバルト第１棟照射施設、照射装置及び付属設備
（主要性能等：^{60}Co 装荷量 12.3PBq(2013.4 現在)、照射室:３室）

ロ．コバルト第２棟照射施設、照射装置及び付属設備

（主要性能等：^{60}Co 装荷量 14.7PBq(2013.4 現在)、照射室：３室）

ハ．食品照射棟照射施設、照射装置及び付属設備

（主要性能等：^{60}Co 装荷量 3.7PBq(2013.4 現在)、照射室：２室）

※用語解説：

^{60}Co	：コバルト６０。質量数が 60 の放射性同位元素。
mA	：ミリアンペア。電流の単位。 m は 10^{-3} を示す SI 接頭辞。30mA は 0.03A。
MV	：メガボルト。電圧の単位。 M は 10^{6} を示す SI 接頭辞。2MV は 2000000V。
PBq	：ペタベクレル。放射能の単位。 P は 10^{15} を示す SI 接頭辞。

４．実施場所

群馬県高崎市綿貫町１２３３

日本原子力研究開発機構

高崎量子応用研究所

(1) １号加速器棟

(2) コバルト第１棟

(3) コバルト第２棟

(4) 食品照射棟

(5) その他、総括責任者と事前に協議して定めた場所

５．実施期日等

(1) 実施期間

平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）、機構創立記念日（１０月の第１金曜日とする。ただし、１０月１日が金曜日の場合は、１０月８日とする。）、その他機構が特に指定する日を除く。

(2) 標準実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

平日　９：００～１７：３０

ただし、機構が必要と判断する場合は上記に定める時間帯以外の時間及び(1)ただし書きに定める日であっても業務を実施しなければならない。

6．業務内容

本業務を実施するにあたっては、本仕様書に定める事項の他、照射業務管理要領、各照射施設の運転要領書、点検マニュアル、各照射装置、付属設備・装置及び機器の取扱説明書を充分理解の上実施するものとし、受注者は契約締結前までに実施要領を定め機構の確認を受けるものとする。実施要領の作成にあたっては別紙１「電子加速器・コバルト照射施設の年間計画(平成 26、27、28 年度)(案)」と齟齬のない内容とすること。業務の実施にあたっては必要に応じて照射施設管理課担当者と協議するものとする。また、月に１度のミーティング、臨時のミーティング、メモを含む各種書類、電子メール及び口頭での報告・連絡・相談により、照射施設管理課担当者等との必要な情報の共有を図り、安全と施設の保全に努める。

なお、作成資料等の提出・報告は、照射施設管理課担当者をとおして同課長へ行う。

電子加速器･コバルト照射装置の運転保守業務内容

作業項目	作業内容及び作成資料	作業時期
●照射装置及び付属設備の運転･保守業務 1．照射施設の運転保守 (1) 1号加速器棟照射装置及び付属設備 ①運転準備業務 (冷却水設備、照射室内換気設備の点検、起動を含む。) ②起動前の点検 ③起動操作、停止操作 (照射前後の試料及び照射室内の安全確認、 遮蔽扉･安全扉の開閉操作を含む。) ④定常照射運転時の監視及び制御操作 ⑤照射運転終了時の点検 ⑥運転日誌、業務日誌、利用実施記録の記帳 (2) コバルト60ガンマ線照射施設の照射装置及び付属設備 (コバルト第1棟、コバルト第2棟及び食品照射棟の	●運転･保守業務全般を行う。軽微な事案については、部品･消耗品(機構が支給)の交換を行い、不具合や故障等が生じた場合は改善･修理を行う。軽微でない事案については、改善･修理方法の調査･提案等を行う。また、メンテナンス計画、保守部品の補充計画などについても調査･提案等を行う。 ･業務日誌 ･運転日誌 ･報告書(必要に応じて随時)	随 時

照射装置及び付属設備) ①運転準備業務(照射装置の始業点検) ②照射運転 (照射前後の試料及び照射室内の安全確認、遮蔽扉・安全扉の開閉を含む。) ③定常照射運転時の監視 ④照射運転終了時の点検 ⑤運転日誌、業務日誌、利用実施記録の記帳 2. 保安監視業務 (1)全照射施設	放射線施設における安全確保のために、人の照射室等への出入り、放射線遮蔽物の移動、各種装置の操作や各種機材の状況・状態を監視、指導、必要に応じて移動等の措置を行う。	
●照射施設全般の点検・保守業務	●点検・保守業務全般を行う。軽微な事案については、部品・消耗品(機構が支給)の交換を行い、不具合や故障等、改善の必要が生じた場合は改善・修理を行う。軽微でない事案については、改善・修理方法の調査・提案等を行う。メンテナンス計画、保守部品の補充計画などについても調査・提案等を行う。 ・業務日誌 ・報告書(必要に応じて随時)	
1. 日常点検 (1) 全施設(共通) ①照射室及び付属設備 (運転状況表示及び警報装置、照射台、遮蔽扉,安全扉、遮蔽窓、遮蔽窓シャッター、ITV監視装置、ホイスト、スリーブ、遮蔽ブロック、照射用給排水設備、遮蔽壁、安全装置) (2) 電子加速器照射施設 ①1号加速器棟照射装置(加速器本体、制御系を含む。) ②監視盤 ③SF_6ガス回収装置、配管、及びストレージタンク	始業及び終業点検 (及び週点検)	業務終了時 1回/日以上※ (1回/週以上※) ※:ただし、設備使用状況等に応じ、協議の上、項目と頻度を調整する。

④冷却水設備 ⑤照射室内換気設備 ⑥照射用コンベア装置(供用照射装置を含む。) (3) コバルト60ガンマ線照射施設 (コバルト第1棟、コバルト第2棟及び食品照射棟の照射施設) ①照射装置(線源駆動装置、制御系、プールを含む。) ②監視盤 ③放射線モニタ ④プール水浄化装置	水の循環浄化作業・監視を含む	1回／2週以上
2. 定期点検 (1) 全施設(共通) ①放射線施設の定期自主検査の支援 ②電気絶縁チェック ③年度初め、年末・年始点検の支援 (2) 1号加速器照射施設 ①機構あるいは機構が業者などに発注して行う定期的な点検整備に伴う補助作業の支援 ②モータのグリスアップ、真空ポンプ・圧縮機のオイル交換 (3) コバルト60ガンマ線照射施設 (コバルト第1棟、コバルト第2棟及び食品照射棟の照射施設) ①輸送容器の自主点検の支援 ②機構あるいは機構が業者などに発注して行う定期的な点検整備に伴う補助作業の支援 (水抜き、プール洗浄作業など)	・報告書	施設ごとに 2回／年以上 1回／年以上 1回／年以上 1回/年以上※ 1回/年以上※ 3台／年以上※ 1回/年以上※
3. その他の点検及び作業支援 (1)全照射施設 ①機構あるいは機構が業者などに発注して行う各種点検、修理、工事に付随する作業の支援 ②作業エリア、運転、照射及び保守に使用している室の安全・整理状況及び機器等の状況の点検、整理 (照明器具、電源設備、給排水設備、メンテナンス用機器・機材・資料、線量測定用機器・機材・資料、利用者実験用機器・機材・資料) ③照射施設建屋及び付属設備周辺の安全・整理状況の点検整理 (プール水浄化装置及び線源及び機材運搬通路周辺の不要機材、ゴミ、雑木、雑草の整理・撤去を含む。) ④測定機器、調整用機材、放射線遮蔽機材の整備 (2)コバルト60ガンマ線照射施設 (コバルト第1棟、コバルト第2棟及び食品照射棟の照射	・報告書(必要に応じて随時) 各箇所について年間計画を立てて点検、整理整頓、清掃などを行う。また、必要に応じて随時行う。 同上 同上	随 時

施設) ①線源搬入・搬出とそれに付随する作業の支援	搬入・搬出準備作業、輸送容器使用前検査、マニピュレーターの取付け・取外し作業を含む	
●照射施設の管理業務(全施設) 1. 照射施設の線量管理に係る業務及び支援業務 (1) 1号加速器棟照射施設 ①線量、フルエンス、温度及びそれらの分布測定 照射施設の照射場の特性を明らかにするために、また、加速器の特性・状態を明らかにするために、測定計画の提案、測定、解析、報告書作成、データ整理及びそれらの支援。 ②機構が行う高度な線量等の計測に関わる支援 (2)コバルト60ガンマ線照射施設 (コバルト第1棟、コバルト第2棟及び食品照射棟の照射施設) ①線量、温度及びそれらの分布測定業務 照射施設の照射場の特性を明らかにするために、また、線源などの特性・状態を明らかにするために行う線量等の計測に関わる支援 2. 照射施設利用者の照射に関わる支援業務(全施設) ①研究実験用照射装置及び試料の設置・撤去作業支援、安全確認 ②スリーブの通線等作業、遮蔽作業、安全確認 及び漏洩線量率確認 ③照射試料等の設置及び照射に関わる軽微な相談 ④軽微な線量・フルエンス・温度の測定作業 ⑤照射に関わる器具の設置・撤去作業支援 3. 検査・点検・修理・工事に関わる支援業務(全施設) 施設に関わる各種検査・点検・修理・工事に関わる支援・立会を行う。	●点検・保守業務全般を行う ・業務日誌 ・報告書(必要に応じて随時)	随 時 1回／年以上
●その他、本業務に関連する業務(全施設) 1. 運転・保守資料の作成及び整理	・業務日誌 ・報告書(必要に応じて随時)	随 時

(1)照射施設に関わる情報・図書の収集、 編集、保管、廃棄及びその支援 (2)運転データ等作成、整理及びその支援 (3)運転スケジュール作成及びその支援 (4)作業手順書の見直し修正・整備及びその支援 (5)修理・メンテナンス計画の見直し修正・作成 及びその支援 2. 関連資材管理など (1)業務に必要な部品・工具等の修理・整備・管理・補充 (2)放射線管理区域作業教育等の研修、特別教育等の 安全教育及び甲が実施する安全衛生行事への参加 3. 満足度調査の支援 (1)照射施設の運転保守等に関わる満足度調査の支援 (2)照射(実験)利用者の照射等に関わる満足度調査の支援 4. 上記に付随する作業で機構との協議により定められた作業		1回／週以上※

7．標準要員数　４人

本業務遂行のための標準要員数は４人とする。

8．業務に必要な資格等

8．1　事業者の信頼性に関する項目

(1) 法人として放射線施設の運転保守に係る管理について、過去 10 年間のうち 3 年以上の実績があること

8．2　業務の実施体制に関する項目

(1) 業務遂行に必要な責任体制であること

(2) 放射線施設・装置の運転、点検保守、整備及び照射業務に関して充分な知識と経験を有し、本件に関わる業務を安全かつ円滑に遂行しうる能力を有する者。（4 人以上）

ただし、1MeV 以上の加速器の運転、点検保守、整備及び照射業務に関して充分な知識と経験を有し、本件に関わる業務を安全かつ円滑に遂行しうる能力を有する者（1 人以上）

※用語解説：

MeV：ミリオンあるいはメガエレクトロンボルト。エネルギーの単位。

Mは10^6を示すSI接頭辞。1MeVは1000000eV。

(3) 放射線作業従事者（全員）
放射線障害防止法で定められている健康診断及び教育訓練を受け、放射線管理手帳を所持する者であること
(4) 第１種又は第２種放射線取扱主任者（1人以上）
(5) 玉掛け技能講習修了者（1人以上）
(6) 電気回路等の取扱い経験者※（1人以上）
（※：工業高校電気科などの専門学校卒業、一般的な電気及び制御回路の取扱い経験又は同等の能力を有する者）

9．支給品及び貸与品等

(1) 支給品
イ．電気、ガス、水等
ロ．照射施設の運転保守点検に必要な帳票類及び消耗機材や部品
ハ．線量計など(消耗品)
(2) 貸与品等
イ．事務机、事務椅子、ロッカー ・・・・・・・・ 4式
ロ．測定器類(線量計測用測定器を含む。) ・・・ 1式
ハ．工具類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4式
ニ．ガラスバッジ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4個
ホ．マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4式

１０．提出書類

	書類名	指定様式	提出期日	協議の要否	部数	備考
1	総括責任者届	機構様式	契約後及び変更の都度速やかに		１部	総括責任者代理も含む。
2	実施要領書	指定なし	〃	○	３部	
3	従事者名簿	指定なし	〃		３部	
4	業務日誌	指定なし	業務終了時		１部	点検表も兼ねること
5	運転日誌	機構様式	〃		１部	
6	終了届	機構様式	翌月７日まで		１部	

7	その他機構が必要とする書類					詳細は別途協議

（提出場所）

原子力機構　放射線高度利用施設部　照射施設管理課

１１．検収条件

終了届、運転日誌及び業務日誌の確認並びに仕様書に定めに従って業務の実施を機構が確認し検査が完了したときをもって業務完了とする。

１２．特記事項

(1) 受注者は、機構が原子力研究・開発を行う機関であり、高度な技術力及び高い信頼性が社会から求められていることを認識し、機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を当機構の施設外に持出して発表もしくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

(3) 受注者は業務の実施にあたって、次に掲げる関係法令及び所内規程を遵守するものとし、機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。

イ．放射線障害防止法
ロ．労働安全衛生法
ハ．高崎量子応用研究所放射線障害予防規程
ニ．高崎量子応用研究所安全衛生管理規則
ホ．高崎量子応用研究所放射線安全取扱手引
ヘ．高崎量子応用研究所医薬用外毒物劇物危害防止等管理要領
ト．高崎量子応用研究所武力攻撃災害等対処業務計画
チ．高崎量子応用研究所電気工作物保安規程
リ．高崎量子応用研究所事故対策規則
ヌ．高崎量子応用研究所地震発生時点検等対応要領

(4) 受注者は異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。

(5) 受注者は従事者に関しては労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を負うものとする。

(6) 受注者は機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。

(7) 受注者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、新規受注者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。

なお、基本事項説明の詳細は、機構、受注者及び新規受注者間で協議のうえ、一定の期間（３週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。

(8) その他仕様書に定めない事項については、機構と協議のうえ決定する。

１３．総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務にあたらせるものとする。

(1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令

(2) 本契約業務履行に関する機構との連絡及び調整

(3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理

(4) 法律で定められた放射線作業従事者訓練及び教育の実施

(5) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項。

１４．検査員及び監督員

(1) 照射装置及び付属設備の運転保守業務

検査員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　電子加速器係長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　コバルト施設係長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　技術開発係長

(2) 照射施設全般の点検保守業務

検査員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　電子加速器係長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　コバルト施設係長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　技術開発係長

(3) 照射施設の管理業務

検査員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　電子加速器係長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　コバルト施設係長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　技術開発係長

(4) その他、本業務に関連する業務

検査員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　電子加速器係長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　コバルト施設係長
監督員　放射線高度利用施設部　照射施設管理課　技術開発係長

１５．グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、ＯＡ機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

１６．環境活動への協力

本契約の履行にあたっては、機構が環境マネジメントシステム「ISO14001」規格に基づき制定した「環境方針」を理解のうえ、機構の環境活動に協力するものとする。

以上

別紙　1　電子加速器・コバルト照射施設の年間計画（平成26、27、28年度）（案）

電子加速器・コバルト照射施設の年間計画（平成26、27、28年度）（案）

施設名＼四半期＼月	年度	第１四半期			第２四半期			第３四半期			第４四半期			備　考
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	
１号加速器棟	H26							(10/20-30)定期点検		(12/24-1/7)年末・年始点検				
	H27	運転						(10/19-29)定期点検		(12/24-1/6)年末・年始点検				
	H28							(10/17-27)定期点検		(12/26-1/6)年末・年始点検				
コバルト第１棟	H26										同上			
	H27	運転			(7/17-8/3)定期水抜き総合点検					(12/24-28)線源組替				12月新線源入荷・線源処分
	H28													
コバルト第２棟	H26				(7/14-8/1)定期水抜き総合点検					(12/24-26)線源組替				12月新線源入荷・線源処分
	H27	運転									同上			
	H28									(12/26-28)線源組替				12月新線源入荷・線源処分
食品照射棟	H26													12月線源処分
	H27	運転									同上			12月線源処分
	H28				(7/16-8/2)定期水抜き総合点検									
照射施設の運転予定に関連する機構の予定等	H26	(4/26-27)停電・断水						(10/18-19)停電						
	H27	(4/25-26)停電・断水						(10/17-18)停電						
	H28	(4/29-30)停電・断水						(10/15-16)停電						

＊　各施設とも定期自主点検（第１回及び第２回）を7月中旬及び２月中旬に行う（各１日）。

別添２

電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務
総合評価基準書

独立行政法人日本原子力研究開発機構

１．入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点＝価格点の配分×（１－入札価格÷予定価格）

２．技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、仕様書、別紙１「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」評価項目及び得点配分に基づき以下のとおり評価を行う。なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

(1) 「仕様書」に記載する技術的要件は、別紙１「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」評価項目及び得点配分において「必須審査項目」と「加点審査項目」とに区分して定めている。このうち、全ての「必須審査項目」が満たされているか否かの判定をし、これを満たしていない者は不合格とする。

(2) 必須審査項目
「必須審査項目」に係る技術等については、各要求要件について示す評価基準を満たしているか否かを判断し、これを満たしている者には評価基準に基づき基礎点を与える。

(3) 加点審査項目
「必須以外審査項目」に係る技術等については、評価項目毎に要求要件を示し、評価に応じ評価基準を示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

(4) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下、「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、日本原子力研究開発機構が設置する技術審査会の審査委員によって提出された総合評価に関する書類の内容を審査して行う。

(5) 技術審査会の各審査員が評価した合計の得点を平均したものを当該入札者の得点とする。

(6) 技術等の評価に当たり、必要に応じて技術審査会によるヒアリングを実施する。

３．得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	180	180	360

４．総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、１．の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に、２．技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した者であること。

② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した者であること。

(2) 初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合は、原則として入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

(3) 落札者となるべき者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

５．その他

落札者は、契約の履行にあたり、契約書（契約条項・仕様書を含む。）及び総合評価を受けた技術提案書等を順守すること。

「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」
技術提案書等作成要領

１．技術提案書等の作成について

(1) 技術提案書

本請負作業を実施するに当たって技術提案書を提出してください。技術提案書の構成は総合評価基準に基づく要求項目ごとに分かりやすくまとめてください。「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」技術提案書(例)を別紙２示します。

(2) 技術証明項目に関する資料

以下の事項に留意して資料を作成してください。

① 別紙１「評価項目及び得点配分」に記載した評価基準の事項が確認できるように資料を作成して下さい。なお、内容に応じて加点しますので、資料のどの部分が別紙１「評価項目及び得点配分」に記載した評価基準であるか示すとともに、実施状況など詳細かつ判り易い資料を提出してください。

② 本請負業務を実施するための体制を示してください。

上記(1)及び(2)資料をそれぞれ 10 部ずつ、定められた期日までに契約担当課に提出してください。なお、この資料は総合評価基準に示す要求要件を満たす必要がありますので御注意ください。また、資料の作成にあたっては、原則Ａ４サイズとし、Ａ４サイズでは示すことが不可能な場合はＡ３サイズを用いてＡ４サイズに折り込むなど、Ａ４サイズに統一してください。

２．技術審査ヒアリング

「１．技術提案書等の作成について」に示す資料に用いて、技術審査会ヒアリング（プレゼンテーション）をお願いする場合があります。審査に当たっては、総合評価基準に基づき採点することになります。なお、技術審査会ヒアリングを開催する場合は別途ご連絡いたします。

別紙１

「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」
評価項目及び得点配分

◎は必須審査項目

○は必須以外審査項目

項番/評価項目	要求要件	評価基準	基礎点	加点	備考
１　事業者の信頼性に関する事項					
(1)◎ 法人として放射線施設の運転保守に係る管理について、過去10年間のうち3年以上の実績があること。		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。	30点		
①　○法人として電子加速器あるいはコバルト６０ガンマ線照射施設の運転保守に係る管理の実績がある				10点	実施状況に応じて加点 大変優れている：10点 優れている：5点
２．業務の実施体制に関する事項					
2.1 実施体制の適格性					
(1)◎ 業務遂行に必要な責任体制であること。 総括責任者と業務担当者の役割分担、原子力機構との連絡体制を提示すること。		左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。	10点		
(2)◎ 業務遂行に必要な資格、経験、技量を有すること。 ・放射線施設・装置の運転、点検保守、整備及び照射業務に関して充分な知識と経験を有し、本件に関わる業務を安全かつ円滑に遂行しうる能力を有する者（4人以上）。ただし、1MeV以上の加速器の運転、点検保守、整備及び照射業務に関して充分な知識と経験を有し、本件に関わる業務を安全かつ円滑に遂行しうる能力を有する者（1人以上）。 ・放射線作業従事者（全員） 放射線障害防止法で定められている健康診断及び教育訓練を受け、放射線管理手帳を所持している者であること ・第１種又は第２種放射線取扱主任者（1人以上） ・玉掛け技能講習修了者（1人以上） ・電気回路等の取扱い経験者※（1人以上）		・左記の要求仕様を満たす提案がなされていること。 ・統括責任者及び技術者の技術的な経歴を提示すること。	40点		

※：工業高校電気科などの専門学校卒業、一般的な電気及び制御回路の取扱い経験又は同等の能力を有する者				
① ○電子加速器又はコバルト６０ガンマ線照射施設での実務経験実績			40 点	業務担当者(1 名毎, 4 名まで)の実務経験に加点 6 年以上：10 点 3 年以上：5 点
2.2 照射施設の運転及び管理方法の妥当性				
① ○本業務の推進・管理方法の追加提案をすることが望ましい。更なる業務の安全化、安定化、効率化等、本業務の質の向上に資するための以下のような改善提案を行う場合に加点する。 1) 照射装置及び付属設備の運転保守業務： 更なる安全を確保し安定な運転を実現するための提案 2) 照射施設全般の点検保守業務： 更に迅速・確実で安全な点検保守と安定な施設管理を実現するため、また計画的に推進するための提案 3) 照射施設の管理業務： より高度で安全な技術支援等を実現するため、また計画的に推進するための提案 4) その他、本業務に関連する業務(全施設)： より業務を効率的・計画的に推進するための提案 5) その他の提案			50 点	提案状況に応じて加点 大変優れている：50 点 優れている： 35 点 やや優れている：20 点 普通：10 点 劣る：0 点
必須審査項目の合計		80 点		
加点審査項目の合計			100 点	
合計（必須＋加点）		180 点		

別紙２

「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」技術提案書（例）

＜項番／評価項目及び要求要件＞
＜要求仕様を満たす提案であることを示す資料（基礎点）＞
＜要求仕様を満たす提案であることを示す資料（加点）＞